

いわき市放課後児童クラブ

気象状況等に応じた臨時の休所等に関する基準

令和8年9月1日

＜お問い合わせ先＞

いわき市こどもみらい部こども政策課

〒970-8686 福島県いわき市平字梅本21番地

電 話：0246-22-7013

E-mail：kodomoseisaku@city.iwaki.lg.jp

1 趣旨

本基準は、大雨・津波・地震等の自然災害や、野生動物の目撃、Jアラート発出（弾道ミサイル発射等）などの緊急事態において、児童および職員の安全を最優先に確保するため、放課後児童クラブ（以下「クラブ」という）の臨時の休所等に関する判断基準を明確にし、保護者および職員へあらかじめ提示・周知することを目的とします。

2 基本原則

■学校開校日（利用時間外）：

児童が通う小学校の対応（臨時休業、自宅待機、早帰り等）に準じて判断します。

■学校開校日（利用時間内）、学校休業日（利用時間内）：

市の避難情報や被災状況等に基づき判断します。

■学校休業日（利用時間外）：

当日午前5時時点の市の避難情報や被災状況等に基づき判断します。

3 避難情報等（警戒レベル別）

警戒レベル	避難情報	大雨	河川 氾濫	土砂 災害	高潮	地 震	津 波
レベル5	緊急安全確保	特別警報				震度 6弱以上	大津波警報
レベル4	避難指示	危険警報				震度 5強以上	津波警報
レベル3	高齢者等避難	警報				震度 5弱以上	津波注意報
レベル2		注意報				震度 4以上	

4 対象とする分類・事象（用語の定義）

分類	対象となる事象・発令基準
大雨・河川氾濫・ 土砂災害・高潮	市の避難情報【（警戒レベル3）高齢者等避難】以上が発令された場合、またはそれに相当する危険が認められる場合
地震	震度5弱以上の地震が発生した場合 （またはライフライン・施設に被害が生じた場合）
津波	津波注意報、津波警報、大津波警報が発表された場合
その他（特殊事情）	① 野生動物（熊・イノシシ等）の目撃情報がある場合 ② 国民保護情報（Jアラート：弾道ミサイル発射等）が発出された場合 ③ 感染症（インフルエンザ・新型コロナ等）が拡大した場合

5 学校開校日の対応

(I)【利用時間外】登校前から下校まで（前日閉所～当日下午校）

児童が通う小学校の対応に準じます。学校からの連絡・通知をご確認ください。

分類	判断基準及びクラブの対応
大雨・河川氾濫・土砂災害・高潮	○学校が「臨時休業・休校」、「自宅待機（終日）」となった場合 【終日休所】
地震	※クラブでの預かりは行いません。
津波	○学校が「一斉下校・早帰り・引き渡し」を実施する場合 【休所】
その他（特殊事情）	※クラブでの預かりは行わず、学校の指示（保護者引き渡し等）に従ってください。

(2)【利用時間内】放課後から閉所まで（下校～19時頃まで）

市の避難情報や被災状況等に基づき判断します。

分類	判断基準及びクラブの対応
大雨・河川氾濫・土砂災害・高潮	【休所（緊急引き渡し）】 市の避難情報【 <u>（警戒レベル3）高齢者等避難</u> 】以上が発令された場合は、「休所」とし、保護者へ緊急お迎えを依頼します。 特に「洪水浸水想定区域」、「土砂災害警戒区域」に位置するクラブは、児童・職員の安全確保及び引き渡し時の安全確保を最優先に対応します。
地震	【安全確保のうえ開所】※状況に応じて休所 <u>震度5弱以上の地震</u> が発生した場合は、児童・職員の安全確保、建物・ライフライン（電気・ガス・水道等）の状況を確認のうえ「開所」を継続します。 なお、クラブにおいて、安全な運営が困難と判断した場合は、休所（引き渡し）となる場合があります。
津波 ※津波浸水想定区域クラブ対象	【休所（緊急引き渡し）】 <u>津波注意報、津波警報、大津波警報</u> が発表された場合は、「津波浸水想定区域」に位置するクラブは「休所」とします。 なお、保護者へ緊急お迎えを依頼するにあたっては、周辺施設や道路の被害状況等を踏まえ対応します。
その他（特殊事情）	【安全確保のうえ開所】※状況に応じて休所 <u>市による野生動物目撃情報やJアラート</u> が発出された場合は、児童・職員の安全確保、建物・ライフライン（電気・ガス・水道等）の状況を確認のうえ「開所」を継続します。 なお、クラブにおいて、安全な運営が困難と判断した場合は、休所（引き渡し）となる場合があります。

6 学校休業日の対応（土曜日、長期休業期間等）

(I) 【利用時間外】 預かり開始前（前日閉所～当日開所）

当日午前5時時点の市の避難情報や被災状況等に基づき判断します。

分類	判断基準及びクラブの対応
大雨・河川氾濫・ 土砂災害・高潮	○午前5時前から市の避難情報【（警戒レベル3）高齢者等避難】以上が発令されている場合 ○午前5時以降開所前までに市の避難情報【（警戒レベル3）高齢者等避難】以上が発令された場合 【終日休所】 ※クラブでの預かりは行いません。 ○午前5時時点で「休所」判断後、午前10時までに市の避難情報【（警戒レベル3）高齢者等避難】以上が解除された場合 【安全確保のうえ開所】 職員の配置や、建物・ライフライン（電気・ガス・水道等）の安全が確認でき次第、速やかに「開所」します。なお、「洪水浸水想定区域」、「土砂災害警戒区域」に位置するクラブは、周辺の危険状況等をより慎重に見極めたうえで開所します。
地震	【安全確保のうえ開所】※状況に応じて休所 <u>震度5弱以上の地震</u>が発生した場合は、職員の配置や、建物・ライフライン（電気・ガス・水道等）の状況を確認のうえ「開所」します。なお、クラブにおいて、安全な運営が困難と判断した場合は休所となる場合があります。
津波 ※津波浸水想定区域クラブ対象	○午前5時前から津波注意報等が発表されている場合 ○午前5時以降開所前までに津波注意報等が発表された場合 【休所】 <u>津波注意報、津波警報、大津波警報</u>が発表された場合は、「津波浸水想定区域」に位置するクラブは「休所」とします。 ○午前5時時点で「休所」判断後、午前10時までに津波注意報等が解除された場合 【安全確保のうえ開所】 職員の配置や、建物・ライフライン（電気・ガス・水道等）の安全確認のほか、周辺の危険状況等をより慎重に見極めたうえで「開所」します。
その他（特殊事情）	【安全確保のうえ開所】※状況に応じて休所 <u>市による野生動物目撃情報やJアラート</u>が発出された場合は、児童・職員の安全確保、建物・ライフライン（電気・ガス・水道等）の状況を確認のうえ「開所」します。なお、クラブにおいて、安全な運営が困難と判断した場合は休所となる場合があります。

(2)【利用時間内】預かり開始後（開所～閉所）

市の避難情報や被災状況等に基づき判断します。

分類	判断基準及びクラブの対応
大雨・河川氾濫・土砂災害・高潮	【休所（緊急引き渡し）】 市の避難情報【<u>（警戒レベル3）高齢者等避難</u>】以上が発令された場合は、「休所」とし、保護者へ緊急お迎えを依頼します。 特に「洪水浸水想定区域」、「土砂災害警戒区域」に位置するクラブは、児童・職員の安全確保及び引き渡し時の安全確保を最優先に対応します。
地震	【安全確保のうえ開所】※状況に応じて休所 <u>震度5弱以上の地震</u>が発生した場合は、児童・職員の安全確保、建物・ライフライン（電気・ガス・水道等）の状況を確認のうえ「開所」を継続します。 なお、クラブにおいて、安全な運営が困難と判断した場合は、休所（引き渡し）となる場合があります。
津波 ※津波浸水想定区域クラブ対象	【休所（緊急引き渡し）】 <u>津波注意報、津波警報、大津波警報</u>が発表された場合は、「津波浸水想定区域」に位置するクラブは「休所」とします。 なお、保護者へ緊急お迎えを依頼するにあたっては、周辺施設や道路の被害状況等を踏まえ対応します。
その他（特殊事情）	【安全確保のうえ開所】※状況に応じて休所 <u>市による野生動物目撃情報や J アラートが発出</u>された場合は、児童・職員の安全確保、建物・ライフライン（電気・ガス・水道等）の状況を確認のうえ「開所」を継続します。 なお、クラブにおいて、安全な運営が困難と判断した場合は、休所（引き渡し）となる場合があります。

7 特記事項

(1) 避難場所について

緊急避難が必要となった場合は、各クラブで策定している「避難確保計画」に基づき、指定の避難場所へ速やかに移動・避難します。

(2) 特別の事情による対応

予期せぬ局地的大災害等の特別な事情が発生した場合は、本基準にかかわらず、児童・職員の安全確保を最優先に対応します。なお、利用制限や臨時の休所が必要と判断する場合は、市と協議の上で決定します。

(3) 委託料および利用料の取り扱い

本基準により臨時休所とした場合においても、クラブへの運営委託料の減額は行いません。その他、保護者が負担する利用料の減免の有無等については、各クラブが定める運営規程等の規定に準じます。

【参考：危険区域内一覧】

地区	洪水浸水想定区域（44）	土砂災害警戒区域（8）	津波浸水想定区域（9）
【出典】 いわき市河川洪水ハザードマップ（R7.12更新） a:平地区中央部、b:平地区東部①内郷地区②、c:平地区東部②、d:小川地区② e:小名浜南部地区、f:小名浜北部地区、g:勿来地区東部、h:勿来地区西部 i:勿来地区北部、j:常磐北部地区、k:内郷地区①、l:平地区西部①好間地区① m:四倉地区東部、n:久之浜・大久地区、o:小川地区			【出典】 いわき市津波ハザードマップ（R4.3作成） p:②四倉地区、q:④小名浜地区 r:⑤小名浜地区、s:⑦勿来地区
平	・平二小児童育成クラブ(a) ・くほんじ学童クラブ(a) ・すずかけ第一学童クラブ(a) ・すずかけ第二学童クラブ(a) ・平四小第1児童クラブ(b) ・平四小第2児童クラブ(b) ・児童クラブ・アンフィニ六小(c) ・青陽児童育成クラブ(c) ・高久児童クラブ(c) ・夏井児童クラブ(c) ・月影児童クラブ(c) ・わんぱくキッズ児童クラブ(d) ・梅香保育園放課後児童クラブ(a)	・平五小第一児童クラブ(b) ・平五小第二児童クラブ(b) ・平五小第三児童クラブ(b) ・平五小第四児童クラブ(b) ・児童クラブ・アンフィニ六小(c)	
小名浜	・あたご明星児童クラブ(e) ・あたご暁児童クラブ(e) ・くすのキッズ第一、第二、第三(f) ・かしま学童クラブ(f) ・かしまあじさい学童クラブ(f)		・あたご明星児童クラブ(r) ・あたご暁児童クラブ(r) ・ながさき Sun 児童クラブ(q)
勿来	・東田放課後児童クラブ(i) ・おおくら第一児童クラブ(i) ・おおくら第二児童クラブ(i) ・おおくら児童クラブ分室(i) ・児童クラブ・アンフィニ錦(i) ・きんせい学童クラブ(i) ・仁井田児童クラブ(i) ・ちどり児童クラブ(g) ・あざみ野学童クラブ(h)		・おおくら第一児童クラブ(s) ・おおくら第二児童クラブ(s) ・おおくら児童クラブ分室(s) ・ちどり児童クラブ(s)
常磐	・児童クラブセリオス遊学館(j)	・まこと学童クラブ(j)	
内郷 ・ 好間	・御厩小第一児童クラブ(k) ・御厩小第二児童クラブ(k) ・ときわ児童クラブ(k) ・ピーターパンチャイルドクラブ(l) ・好間二小ゆめいろ児童クラブ(l) ・好間二小にじいろ児童クラブ(l)	・つづら児童クラブ(k)	
四倉	・かえで児童クラブ(m) ・あおば児童クラブ(m) ・どんぐり児童クラブ(m) ・すずめ児童クラブ(m)	・あおば児童クラブ(m)	・かえで児童クラブ(p) ・あおば児童クラブ(p)
久之浜 ・ 大久	・久之浜児童クラブ 虹(n) ・久之浜児童クラブ スマイル(n)		
小川	・小川学童クラブ(o) ・小玉学童クラブ(o)		